

答 申 書

令和 7 年 6 月

長幌上水道企業団経営審査会

はじめに

水道事業は、住民生活や経済活動に欠かせない重要な社会インフラである水道施設を適切に維持管理し、将来にわたって安全で安心な水道水を安定的に供給することが求められている。

企業団の水道事業は、令和2年4月1日に料金改定を行って以来、計画的な事業運営、職員数の削減など自助努力により健全経営を維持してきた。

しかし、近年は節水機器の普及などにより有収水量が減少し給水収益が伸び悩む中で、老朽化が進む施設の更新や耐震化などが大きな課題となっている。

こうした課題に対応し水道事業の持続性を確保するために必要な建設改良費については、「長幌上水道企業団経営戦略」において試算されているが、現在の収益では所要財源を確保し健全経営を維持することは極めて困難な状況である。

このような状況を踏まえ、令和7年3月21日に企業長から本審査会に対して、「水道料金の改定について」の諮問を受けたところである。

本審査会では、企業団の水道事業が安全で安心な水道水を次世代へ継承し、持続可能な経営を目指していくためには、「長幌上水道企業団水道ビジョン」の基本理念に掲げている

「安全で安心して使用できる、安定した水道づくり」の実現を目指して、今後の水道料金制度のあり方について、4回にわたり慎重な審議を重ねた。その結果、次のとおり結論を得るに至ったので、ここに答申する。

1 水道事業の現状と今後の見通し

長沼・南幌両町における水需要は、節水機器の普及などにより減少傾向にある。また、給水世帯数は増加しているものの、単身世帯や少人数の世帯が増えるなど需要構造にも変化が生じ、少量の水道使用者の割合が増加しており、今後もこの傾向は続く予測されている。

また、老朽化が進む施設の更新や耐震化には多額の建設改良費が見込まれ、費用の削減だけでは所要財源の確保は困難な経営状況にある。

今後の給水人口や配水量などの見通しについて精査し、経営戦略に基づく令和7年度以降の財政収支を試算した結果、現行の給水収益では令和7年度において累積欠損金が発生し、経営状況の悪化が避けられない状況である。こうした経営状況の悪化が避けられない状況において、早期の水道料金改定による収益の確保はやむを得ないものと結論付けられる。

2 料金算定期間

令和7年度から令和9年度までの3年間

今回の水道料金の改定における料金算定期間については3年間が妥当であると整理した。

水道料金の算定期間については、日本水道協会から示されている「水道料金算定要領」の中で、料金の安定性、期間的な負担の公平性及び原価把握の妥当性から概ね3～5年が基準とされているが、昨今の物価や人件費の上昇に加え、企業債の金利が上昇局面にあることを考慮し、コスト把握の確実性を高めるためには比較的短い期間での算定が望ましいものと考えた。

また、料金改定の実施について住民への周知期間を十分に確保しつつ改定による増収を早期に実現するには、料金改定の実施時期を令和8年4月とすることが妥当であると判断した。

3 料金改定率

平均改定率 + 29.7%

昨今の物価高騰による労務単価の上昇などにより水道使用者に対し多大な負担を求めることになるが、財源不足を招くことのない健全な経営を維持するとともに、適正な資金確保、コスト削減など不断の経営努力を実施していることから改定率についてはやむを得ないものとする。

4 料金体系

(1) 料金体系について

現行の料金体系は、前回の料金改定で「用途別」から現料金体系に移行し、家事用は一律でその他は口径別といった形を採用している。完全な口径別に移行すると家事用にかなり影響を及ぼすことから、現行の料金体系を引き続き維持することが妥当であると判断する。

(2) 基本水量制

基本水量制を継続する

基本水量制は、公衆衛生上の観点から一定量以上の生活用水の使用を促進するために多くの団体に導入されているが、近年では一人当たりの使用水量の減少により現行の基本水量を下回る使用者が増えている。

このため、基本水量以内の使用者において、使用水量の差異があっても同一の基本料金を負担する事例が増加し不公平感を招くことが懸念される。こうした事象に対応するために基本水量の廃止または縮小を進める水道事業者もある。

企業団では1か月につき8 m³の基本水量を設定しており、令和5年度における基本水量以内の使用者の割合が約31%を占めている。

こうした状況を踏まえると基本水量の廃止または縮小について検討する時期にあると考えられる。しかし、今回の料金改定において基本水量を廃止し、0～8 m³の使用水量に対して従量（超過）料金を賦課する場合には、少量使用者の階層において平均改定率を上回る試算となり、料金改定の影響による住民の負担感の公平性が損なわれる。

このことから、今回の料金改定においては、基本水量の見直しを行わずに現行の8 m³の設定を継続することが望ましいと考えられる。

(3) 逓増型料金体系

逓増型料金体系の維持

現行の料金体系において超過料金に逓増型料金を設定している。逓増型料金を設定する目的として需要抑制の一面があるが、有収水量が減少している局面では矛盾する体系ともいえる。しかしながら、現行の逓増性の廃止または逓増度の縮小を実施した場合には、大量使用者の階層における改定率が平均を下回り、その影響が少量使用者の階層の改定率を押し上げることに繋がる。

このため、現行の逓増型料金体系の維持については住民負担の公平性を確保する観点から妥当であると考えられる。

(4) 水道料金改定案

別表のとおり

本審査会として(1)～(3)までの検討を重ねた。29.7%の改定率であれば、料金収入の確保及び経営の安定化を図ることができる判断し、別表を本審査会の審議を反映した料金改定案として明示する。

5 付帯意見

水道事業における事業効率の向上と安定給水の確保

今回の料金改定により経営状況が改善し、老朽化した水道施設の更新や耐震化が進むことにより、有収率の改善や事業効率の向上を期待し、安定給水の確保に向けたさらなる努力を求めたい。

また、有収水量が伸び悩む厳しい経営環境ではあるが、今回の料金算定期間後の財政収支を見通した経営計画策定に取り組み、健全経営のもとでの事業の持続性の確保に努めていただきたい。なお、今後の経営計画においては、事業効率の向上により経費の抑制が図られ、将来にわたる住民負担の増加が抑制されることを期待する。

住民・事業者や関係機関とのコミュニケーション

水道事業の現状(施設の老朽化や耐震化の必要性、財政状況など)と安定給水の確保のための料金改定の必要性について、住民・事業者からの理解を得られるような説明を行うとともに、多様な媒体(ホームページ、企業団だより)を用いて改定内容を事前にお知らせする取組を進める必要がある。

また、長沼・南幌両町との連携については、企業誘致や移住人口の増加を目指したまちづくりの分野における重要な生活インフラ・産業インフラである水道の担い手として各機関とのリスクコミュニケーションに努めることを期待する。

行政による住民サービス・産業振興に関連する水道事業の位置付けや公共負担のあり方について日頃からの連携の充実をさらに進めることを期待する。

水道使用者に対するサービスの向上と負担軽減

今回の料金改定により住民などの水道使用者に対して多大な負担を求めることになるが、負担に対する受益としては将来にわたる安定給水の実現が最も重要なテーマであり、このことについて丁寧な住民説明が必要であることは前述のとおりである。

また、将来の人口減少が予見される厳しい経営環境を考慮すると、今後も住民負担について理解を求める必要がある。

こうした中で、今回の料金改定に関連して水道使用者が日常のサービスの中で実感できるメリットの提供が可能であれば、住民負担についての理解を促す機会になると考えられる。このことから水道使用者に対するサービスの向上について検討を進めることを期待する。

料金改定による住民負担の増加はやむを得ないことであるが、引き続き更なる経費節減や新たな収入の確保策を検討するなど、可能な限り改定率の抑制に努めることを求める。

最後に

本審査会では、災害に耐えられる施設の耐震化対策だけでなく、人口減少社会の到来や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来にわたって安定した水道事業経営を行っていくためには、料金改定はやむを得ないとの結論に至ったものである。

なお、水道使用者の信頼に応える持続可能な水道事業運営を行うためには、水需要や更新需要を適切に見極めた上で、水道料金の改定について不断に取り組む必要がある。

この答申の趣旨を踏まえ、企業団の水道事業が健全経営を維持しながら水道事業の使命である安全で安心な水道水の供給に引き続き務められるよう強く要望する。

別 表

水道料金改定案料金表

(税抜)

料 率		基本料金 (1 か月につき)		超過料金 (1 m ³ につき)
用 途		使用水量	料 金	
家 事 用	13mm	8 m ³ まで	2,040 円	9 m ³ から 16 m ³ まで 247 円 17 m ³ から 30 m ³ まで 270 円 31 m ³ から 50 m ³ まで 293 円 51 m ³ から 300 m ³ まで 331 円
	20mm			
	25mm			
	40mm			
	50mm			
	75mm			
	100mm			
家 事 用 以 外	13mm	8 m ³ まで	3,396 円	301 m ³ から 386 円
	20mm		3,864 円	
	25mm		4,344 円	
	40mm	16 m ³ まで	7,260 円	
	50mm	30 m ³ まで	12,756 円	
	75mm	50 m ³ まで	21,660 円	
	100mm	50 m ³ まで	27,228 円	

※40mm の基本水量は 16 m³まで

※50mm の基本水量は 30 m³まで

※75mm、100mm の基本水量は 50 m³まで

新旧料金比較表

(税抜)

口 径		現行料金	改 定 案	差 額
家 事 用	13mm	1,700 円	2,040 円	340 円
	20mm			
	25mm			
	40mm			
	50mm			
	75mm			
	100mm			
家 事 用 以 外	13mm	2,830 円	3,396 円	566 円
	20mm	3,220 円	3,864 円	644 円
	25mm	3,620 円	4,344 円	724 円
	40mm	6,050 円	7,260 円	1,210 円
	50mm	10,630 円	12,756 円	2,126 円
	75mm	18,050 円	21,660 円	3,610 円
	100mm	22,690 円	27,228 円	4,538 円

超過料金

(税抜)

使用水量 (m ³ /月)	現行料金	改 定 案	差 額
8 m ³ まで			
9 m ³ ～16 m ³ まで	190 円	247 円	57 円
17 m ³ ～30 m ³ まで	200 円	270 円	70 円
31 m ³ ～50 m ³ まで	209 円	293 円	84 円
51 m ³ ～300 m ³ まで	228 円	331 円	103 円
301 m ³ 以上	266 円	386 円	120 円